

契約制度の改正・見直し等について

【契約制度の改正について】

◎目的

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令別表第5に規定されている随意契約によることができる基準額（少額随契基準額）が引き上げられた。地方自治法施行令の改正の趣旨を踏まえ、制限付一般競争入札及び附随する指名競争入札基準額の改正を行い、入札・契約事務の効率化・迅速化を図り、同時に事業者の契約事務の負担軽減を図る。

◎改正内容

制限付き一般競争入札

基準額を1.5倍に引き上げを行う。(1,000万円以上→1,500万円以上)

◎施行日

令和8年4月1日

【スライド条項について】

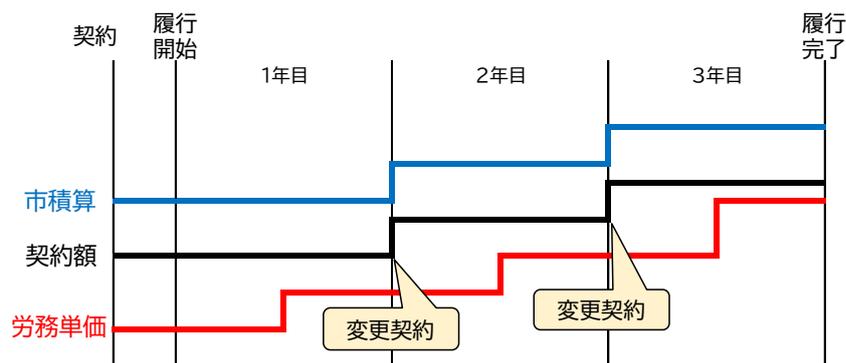
◎目的

賃金水準の変動を契約金額に反映することにより、以下の事項の実現を図る。

- (1) 労働者の適正な労働環境の確保
- (2) 業務委託の適正な履行の確保
- (3) 安定的・持続的な公共サービスの提供

◎概要

複数年契約について、賃金水準に1.5%以上の変動が見られた場合に、契約金額の見直しを行う。



◎適応条件

履行開始から12か月以上経過したこと及び残履行期間が2か月以上残っていること

◎対象業務

建物清掃、受付案内、学校用務員、給食調理 等

◎施行日

令和7年12月1日

【郡山市公契約条例施行規則の改正について】

◎背景

「下請」という用語が発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与える指摘があったこと及び時代の変化に伴い、また、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっていることから、「下請」等の用語の見直しが行われ、「下請代金支払遅延等防止法」の法律名が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改められ、令和8年1月1日に施行された。

◎改正内容

公契約条例施行規則で定められていた「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

ただし、建設業法に由来する「下請事業者」については、今回の改正対象となっていない。本市の公契約条例の対象は工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び指定管理としていることから、法律名の改正のみとし、「下請」表現は残すこととした。

今後も国の動向に注視していく。

◎施行日

令和8年1月1日